

UTokyo Compass 推進会議内規

令和6年3月12日
総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく委員会として総長室に設置されるUTokyo Compass 推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 推進会議は、地球と人類社会の未来に貢献する協創活動をはじめとする多様な視点による本学の価値創造戦略を効果的に推進するとともに、かかる価値創造を可能とするための自律的で創造的な新しい大学モデルの構築に必要な事項を全学的に協議し、もってUTokyo Compass に掲げる理念の実現を加速させることを任務とする。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、総長をもって充てる。
- 3 副議長は、理事又は副学長のうちから、総長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 理事
 - (2) 総長が指名する副学長及び執行役
 - (3) 研究科長（研究科以外の大学院組織の長を含む。）
 - (4) 附置研究所長
 - (5) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長
 - (6) その他総長が指名する本学の教職員
- 5 議長は、推進会議に前条の任務に係る特定の事項を検討させるための分科会その他の組織を置くことができる。

(事務)

第4条 推進会議の事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課において処理する。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

- 1 この裁定は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 東京大学未来社会協創推進本部内規（平成29年7月4日総長裁定）及び新しい大学モデル構想会議の設置について（令和4年4月27日総長裁定）は、廃止する。